

第四十八回 参議院地方行政委員会會議録第十三号

昭和四十年三月十一日(木曜日)

午前十時二十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 天坊 裕彦君
理事 西郷吉之助君
竹中 恒夫君
林 虎雄君

委員 小林 武治君
和田 鶴一君
加瀬 完君
鈴木 壽君
松本 賢一君
市川 房枝君

國務大臣 自治 大臣 吉武 恵市君

政府委員 警察庁長官 江口 俊男君
警察庁交通局長 鈴木 光一君
事務代理 自治大臣官房長 松島 五郎君
自治省行政局長 佐久間 彌君
事務局側 常任委員会専門 鈴木 武君

本日の會議に付した案件

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方行政連絡會議法案(第四十六回國會内閣提出、第四十八回國會衆議院送付)

○委員長(天坊裕彦君) ただいまから地方行政委

員会を開会いたします。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(閣法第一一三三)を議題といたします。提案理由の説明を願います。吉武自治大臣。

○國務大臣(吉武恵市君) ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、恩給制度について、恩給年額の増額等の措置を講ずるため、政府は、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し御審議を願っておりますが、これに伴い地方公務員の退職年金制度についても同様の措置を講ずる必要があります。このほか、職員団体の事務に専従する組合員の長期給付に要する費用の負担及び健康保険組合の職員期間の通算等についても所要の措置を講ずる必要があります。これらがこの法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、恩給法の改正に伴う措置であります。その一は、市町村職員共済組合が支給する旧恩給組合条列または旧市町村職員共済組合法の規定による年金について、恩給または国家公務員共済組合の年金の年額の改定に準じ、その年額を改定することとしております。

その二は、高所得停止を行なっている退職年金について、恩給法の高所得停止基準の是正に準じその支給停止の基準を是正することとしております。

その三は、地方職員共済組合等が支給する国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の額の改定に要する費用は、恩給公務員期間及び旧国家公務員共済組合法の組合員期間に対応する部分については、全額国または地方公共団体が負担するものと、国家公務員共済組合法の施行日以後の

組合員期間に対応する部分については、公務による給付として国または地方公共団体が全額負担するものを除き、労使並びに国または地方公共団体が負担することとしております。

第二は、その他の事項についての措置であります。

その一は、職員団体の事務に専従する地方公務員である組合員に対する長期給付に要する費用のうち百分の十五に相当する額については、当該組合員の所属する地方公共団体が負担することとしております。

その二は、地方公務員を被保険者とする健康保険組合の職員であった組合員について、その在職期間を組合員期間へ通算することとしております。

以上のほかに、地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法について、若干の規定の整備を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(天坊裕彦君) 本案についての質疑は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(天坊裕彦君) 道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回、説明を聴取いたしましたとおり、本日は補足して説明を願います。江口警察庁長官。

○政府委員(江口俊男君) 道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、補足いたしました説明を御説明申し上げます。

まず、第一条の改正規定から御説明いたします。第一に、自動車による人身事故を防止し、その他自動車の安全運転の確保をはかるための規定の

新設についてでございます。

その一は、第七十一条の二の規定についてであります。

この規定は、自動二輪車の運転者は、政令で定める道路の区間においては、乗車用ヘルメットをかぶらないで自動二輪車を運転し、または乗車用ヘルメットをかぶらない者を乗車させて自動二輪車を運転してはならないこととするとともに、高速自動車国道及び都道府県公安委員会が指定した自動車専用道路においては、自動二輪車に運転者以外の者を乗車させて運転してはならないこととしようとするものであります。いずれも、自動二輪車の運転者またはその同乗者の人身事故の防止をはかるうとする趣旨のものであります。

その二は、第七十四条の二の規定についてであります。

この規定は、一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の安全運転に必要な業務を行なわせるため、一定の要件を備えた者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならないこととし、これに伴う必要な監督規定を設けようとするものであります。また、自家用の自動車の安全運転の管理を制度的なものとして、その責任の所在を明らかにし、安全運転の確保をはかるうとするものであります。

第二に、自動三輪車、軽自動車等に対する運転免許の資格要件等を強化し、その他運転免許制度の合理化をはかるための改正規定について御説明いたします。

その一は、第三条、第八十四条等の改正規定についてであります。

まず、現行の自動三輪車、二輪の軽自動車及び第二種原動機付自転車に対する運転免許の資格要件及び運転免許試験を強化するための改正であります。これは、最近における自動車等の性能の

向上に伴い、現行の自動三輪車を普通自動車と区分し、現行の二輪の軽自動車及び第二種原動機付自転車を自動二輪車と区分してそれぞれ別個の運転免許を設け、その資格要件及び運転免許試験の方法を異にして定めておくことは、これらの自動車等に対する運転免許上の資格要件及び運転免許試験の方法が普通自動車または自動二輪車の運転免許上の資格要件及び運転免許試験の方法に比較して軽きに失し、実情に沿わなくなつてきていることにかんがみ、自動車等の運転免許の種類のうち、自動三輪車免許及び第二種原動機付自転車免許を廃止し、自動車等の種類としての自動三輪車を普通自動車とし、二輪の軽自動車及び第二種原動機付自転車を自動二輪車としようとするものであります。なお、この改正により、自動三輪車及びこれに対応する運転免許は、それぞれ普通自動車及び普通自動車免許と、二輪の軽自動車及び第二種原動機付自転車並びにこれらに対応する運転免許は、それぞれ自動二輪車及び自動二輪車免許となり、また、第二種原動機付自転車免許が廃止され、第二種原動機付自転車が自動二輪車となることに伴い、第一種原動機付自転車及びこれに対応する運転免許は、それぞれ原動機付自転車及び原動機付自転車免許とその名称が改められることとなります。

次に、牽引免許を新設することありますが、これは、現行法における大型特殊自動車免許の対象には被牽引車を牽引するための自動車とロードローラー等特殊な構造の自動車との両者が含まれており、実情に即しないので、一定重量をこえる被牽引車を牽引して自動車を運転する場合は、大型特殊自動車免許の対象から除外し、新たに、牽引免許の対象としようとするものであります。

その二は、第九十六条及び第九十七条の改正規定についてであります。これは、新たに設けられることとなる牽引免許及び牽引第二種免許の受験資格及び運転免許試験の方法について規定するとともに、軽自動車免許の運転免許試験を強化するため、その試験の内容に構造試験を加えること

としようとするものであります。

その三は、第六十条の改正規定についてであります。

この改正規定は、運転免許に関する事務について、都道府県公安委員会から国家公安委員会に報告すべき事項に、自動車等の運転者が自動車等の運転に關してした道路交通法の違反事項等を加えようとするものであり、運転免許に関する事務の適正をはからうとする趣旨のものであります。

その四は、第一百二十二条の改正規定についてであります。

この改正規定は、運転免許の効力の停止を受けた者等が都道府県公安委員会またはその委託した者が行なう講習を受けようとするときは、講習手数料を当該都道府県に納めなければならないこととしようとするものであります。これまでの講習の実施の経験にかんがみ、講習の内容を充実し、その体制を整備しようとするためのものであります。

第三に、国家公安委員会は、高速自動車国道における危険を防止し、その他交通の安全と円滑をはかるため特に必要があると認めるときは、道路交通法の実施に關する事項について、都道府県公安委員会に対し必要な指示をすることができるとする第一百十條の改正規定について御説明いたします。

この改正規定は、高速自動車国道における交通が広域的かつ高速的であるという特殊性にかんがみ、これに対処するため高速自動車国道における交通の規制、交通の取り締まり等について特に必要がある場合には、これを一元的に処理するため関係都道府県警察に対し国家公安委員会が必要な指示をすることができようとするものであります。

したが、これは、高速自動車国道におきましては交通の広域性という点からは、交通の規制、交通の取り締まり等が都道府県によつて異なることは、当該道路における交通の円滑を阻害し、ひいては交通に危険を及ぼすおそれがありますし、また、交通が高速であるという点からは、一の都道府県

における交通が直ちに他の都道府県に少なからぬ影響を及ぼすこととなりますので、これらの理由により、高速自動車国道における交通の規制、交通の取り締まり等は、高速自動車国道の存する地域を管轄する都道府県警察単位の判断で行なうことは適当でなく、国家公安委員会の指示のもとに、高速自動車国道全域を一体としてこれを行なうこととする必要があると考えられるからであります。

第四に、身体障害者が車いすによつて道路を通行する場合の通行区分を明確にするため、第四条等の関係規定を整備することについて御説明いたします。

これらの改正規定は、最近身体障害者の社会復帰の意欲が高まり、下肢不自由の身体障害者が車いすによつて道路を通行する機会が多くなつてきておりますので、従来、不明確であつた通行区分を歩行者の通行区分によることとして明確化し、その保護をはからうとする趣旨のものであります。

次に、第二条の改正規定について御説明いたします。

この改正規定は、四輪及び三輪の軽自動車に対する運転免許の資格要件及び運転免許試験の方法を強化しようとするものであります。すでに御説明申し上げました自動三輪車、二輪の軽自動車及び第二種原動機付自転車に対する運転免許の資格要件及び運転免許試験の方法の強化と同じく、最近における四輪及び三輪の軽自動車の性能の向上に伴い、軽自動車免許を廃止し、自動車の種類としての軽自動車を普通自動車としようとするものであります。

なお、この改正を第一条と区分して第二条として規定いたしましたのは、後に御説明いたしますように軽免許の廃止による四輪及び三輪の軽自動車の運転免許の資格要件等の強化に關する改正規定を、それ以外の部分に關する改正規定の施行より三年おくらせて施行することとする必要があるからであります。

最後に、附則について御説明いたします。

附則におきましては、その第一条において、本則第一条の改正規定を公布の日から起算して三ヶ月を経過した日から、本則第二条の改正規定を第一条の改正規定の施行日から三年を経過した日からそれぞれ施行することとしたしております。

すなわち、第一条の改正規定につきましては、自動三輪車、二輪の軽自動車及び第二種原動機付自転車に対する運転免許の資格要件等の強化にかゝる改正を含めて改正法の公布の日から三ヶ月後に実施することとしたしておりますが、第二条の改正規定につきましては、四輪及び三輪の軽自動車の運転免許の資格要件をいま直ちに強化することは、社会的に少なからぬ影響を及ぼすこととなりますので、改正法の公布後三年三ヶ月を経過した日から実施することとし、その間は、四輪、三輪のものに限り、自動車の種類としての軽自動車とこれに対応する運転免許として軽自動車免許をそれぞれ存置することとしたしております。

したが、いまして、改正法の公布後三年三ヶ月を経過いたしましたとき、軽自動車免許は廃止され、自動車の種類としての軽自動車は普通自動車となり、これに対応する運転免許は普通自動車免許となるわけでありませう。

なお、附則第二条以下においては、運転免許の種類改正に伴い、改正される従前の運転免許は新法の相当規定による運転免許とみなすこととするにとともに、運転免許の種類に応じて運転することのできる自動車等の種類の改正に伴う必要な経過措置についても所要の規定を設けております。

以上が道路交通法の一部を改正する法律案のおもな内容であります。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(天坊裕彦君) 議事の都合により、本案についての御質疑は後刻に譲りたいと存じます。

○委員長(天坊裕彦君) 次に、地方行政連絡會議法案を議題といたします。

御質疑の方は順次御発言願います。

律がなかなかおくれがちなったものですから、つまり実際の必要に応じて生まれてきたとお考えただいていいんじゃないか。したがって、この制度は無から有を生ずるということじゃなくて、その必要に迫られて、もうその段階にきておるといふふうにお考えただいていいんじゃないか、かように存じます。

○松本賢一君 この案についての事務当局の答弁を聞いておきますと、これは中央集権という考えから出発しておるのではなくて、むしろその逆に、地方自治体というものをしっかりとさせるというふうな考えから出発しているんだというふうな御説明があるわけでありまして、大臣も、これによって地方自治体をむしろ強化するというふうなお考え方には変わりないわけですか。

○国務大臣(吉武恵市君) もちろんその考え方でございまして、で、こういう構想が、ちよつと終戦ごろにありましたけれども、これは国家のつまり行政の一つの強化のためにつくつた、それとは全然別個でございまして。これは自治体というものの運営をよくするために設けたものでございまして。それで、まあ御承知のように今日の自治体と国との関係はどうかというところ、せんだつての衆議院の予算委員会でも議論になったところでありまして、けれども、戦後はずっと国の行政自身も、つまり地方の住民の福祉というほうに、非常に重点が向いてきていたわけでありまして。御承知のように国の三兆六千億の予算の中で交付税七千三百億というものは、もうこれは地方へ行く。それから約一兆円、九千九百億程度の国庫支出金も、これは地方の補助金として出ていく。その内容を見ますと、いふと、ほとんどが国民の福祉につながる仕事でありますから、したがって、中央集権とかんたかいうことではなくて、府県の自治体はもうろん住民の福祉に直結する問題でありますけれども、国の仕事といふことも住民の福祉ということに非常に重点がかつてきておるわけでございます。その点は、つまり全然昔と逆な形になっておる。それからこの運営にいたしましても、御説明

はたしか事務当局からしたと思ひますけれども、いわゆる国の行政機関が主体性を持つてのではなくて、自治体が主体性を持つて、議長は知事の中から選ぶという構想にもなつておるわけでございます。それから、その御心配は全然ないし、地方自治の発展のためにいふところに終始考えを持つておるのでございます。

○松本賢一君 国の予算が大幅に地方のために使われておるといふこと、これは当然なことなんでしょう、日本の国民はそれぞれの地方に住んでいるのですから、国民のために使ふ予算は、結局地方のために使ふ予算ということになるのですから、問題は、その使ひ方を地方の自治体にどれだけの権限を与えて使わせるかということにあるのです。いまの形では、それは地方交付税というのが相当たくさん出ておる、これは豊かな団体と貧弱な団体との平均をとるといったような目的でもつてやられておるわけですか。それはけっこうなんです。一方、補助金というものが、いまおっしゃつたような一兆円ものものが、これはそれぞれにつきになつて出るわけなんです、地方自治体には、これはむしろ義務づけられるような形にもなるわけなんです。それで、そういう点について、もう少し地方自治体に権限を持たせなければいけないと思うのですが、ついでには、こういうものを制度化するときに、今日の知事会というものは、集まつて協議をして、そしてそこでまとめた意見を今度は政府に向かつて陳情するという形がとられておるわけなんです。そこで、この法案を見ますと、連絡会議で協議が決定したもののについては、構成員は、それを、何というか、守らなければならぬような形になっておりますけれども、政府は、それに対してただ意見を聞くというくらい程度のしかになつておるのですね。政府とこの連絡会議との間に、いわば地方自治、ほんとうの自治体たらしめるためには、こういう連絡会議と政府との間に、何というか、対等な立場で協議をするというよりな形をつくるべきではないか、ただ意見を聞くとか、陳情をするとかいうよりな形

でなく、私はそこまで持つていかなければ、地方自治体の強化というものは考えられないかと思うのです。ですから、その意味で、いまの知事会のやつていふことをある程度整理し、それを法制化するというよりなふうにしなさい、私もこれ以上あまり効果があるようにも思はないので、せつかくこういう法律をつくるなら、もう一歩前進させて、いま言つたような、政府との間に協議をする法律の制度を設けたらどうか、こういうことを私は考えますが、そういう点についてはどうですか。

○国務大臣(吉武恵市君) 各地方の連絡会議と政府—政府のどこかという問題ですが、自治省との間は、これはほとんど一体のようなつもりで自治体の仕事を実は引き受けてやつていふような状況でございまして、各省との関係になりますと、いま言つたように出先の機関と自治体の間で話をして、そしてその意見は国の機関がそれを尊重してやつていくと、こういうことになるわけでありまして。この法律で非常にそのき目がびりつとくるといふ性質のものでないことはそのとおりでございまして。けれども、それはそういう性質のものではなくて、やはり自治体というものは主体性を持つておるわけでありまして、ただその間の連絡をよくとつて、そして住民の福祉にできるだけの貢献をさせたい。特に、今日のように非常に広域行政の範囲が広がつてきているからそういうことをさせよう、こういうことでありまして、なまぬいとおっしゃればなまぬいかもしれませんが、これをあまり強くいたしますと、いふと、あらゆるものを拘束し過ぎるということになりますから、私はこの程度のほうが実際はいいんじゃないだろうか、かように存じております。

○松本賢一君 この第七条なんです、(意見の申出等)といふところがあるわけなんです、これを読んでみますと、これは、意見の申出といつたて、結局は陳情なんですね。今日の陳情政治というものは、結局は地方自治というものを

全然へなへなにしておるわけなんです、それをこうやつて正式に意見の申し出ができるということ、は、それだけ前進したといふは前進なんですけれども、これをもう一歩進めて、何らかの形で政府との間に協議をすることができるといふところまで前進させなさい、せつかくこうやつてここで協議をまとめて、そのまとめたことを意見を申し出るといふことだけではなまぬいなる過ぎると思ひます。やつぱり政府との間に協議というか、交渉というか、労働組合式に言うところですが、中央交渉が持たれるような形をやつたりつづけていたかぬと、ほんとうに自治体というものは一人前とは言えない。やつぱり陳情しかできぬじゃないかといふことになるんだらうと思ひますが、どうですか、その辺。

○国務大臣(吉武恵市君) そういう点も一つの考え方ではございましてけれども、衆議院の委員会の段階で、ある方の御意見の中に、こういう御意見もあつたわけなんです。こういう連絡協議会をつくるのはいいけれども、各府県の自治体というものは一つの権限を持つておる、それから議会も持つておる、そういう議会があるのにもかかわらず、連絡協議会で相談してものをきめると言ひけれども、それじゃ一体、その府県の自治体の議会といふものをどうする、拘束するのじゃないのかと、そういうような逆の議論も出るわけなんです。ですから私は、それはちよつと侵してない。それは、ある府県なら府県の自治体、そしてそれを拘束している議会といふものは、これは純然たる自治体という権能のもとにあるが、ただそれに連絡をしながら、そして、帰つて、いいことは、こういうことだがしうじやないかといふよりなこと話を進めていくんですと、こういう説明をしていると同じように、国と団体交渉といふわけじゃありませんけれども、それじゃブロックができて、ブロックと国との間で話をきめるといふても、国は国でやはり国会といふものによつて政府の予算にしましても方針にいたしましてきめていくといふことでありますから、それは十

分意見を聞いて、それを取り入れて国策として踏
み出していけばいいことで、国とそういうプロッ
クとの間で話をつけるという性質のものではない
んじやないか。だから、要は、出先の官憲との間
に話を進めて、そうして、なるほど九州はこうい
うことにしたいぞという意見が出れば、各府
県は府県でそれを持ち帰ってそれに協力してい
く。出先の官憲は、あるいは建設省の出先であ
りますとか、郵政省の出先でありますとか、運輸
省の出先でありますとか、それは、そういうこと
いいことだから、それでは本省のほうに持ち帰
てひとつでできるだけ協力していこうということ
で反映していくのでありますから、私は、いまの御
指摘のことは、運営の上において当然そうあるべ
きものであつて、法律の上でそういう形をつくる
必要はないと、かように存じております。

○松本賢一君 これは見解の相違というか、議論
だと思ひますから、その程度でやめざるを得ない
と思ひますけれども、いつまで言つても切りがあ
りませんから。

そこで、これはやや事務的な御質問になるか
と思ひますが、協議がととのうということはどう
いうことなんでしょうか。これは多数決できめると
いったようなことじゃないと思ひますけれども、
も、どういふふうなことからして協議がととのう
ということになるんですか。

○政府委員(松島五郎君) 協議がととのうと申
しますのは、結局、集まりましていろいろ相談した
結果、それではこういう方向で問題を進めようで
はないかという意見の一致を見る、まことに抽象
的でございますが、そういうふうに解釈をいたし
ております。

○松本賢一君 そうすると、各自自治体あるいは各
出先機関の長が構成員になつておるわけですが、
全員が賛成しなかつた協議がととのうということ
にもなるんですか。

○政府委員(松島五郎君) 性質上は全員が賛成し
なければ協議がととのうということになるわけ
でございますけれども、具体的な問題に相なり

ますならば、それと直接の関係を持つてゐる役所
の間接的、あるいは当面関係のない役所もござい
ますので、問題は、やはり関係の深い役所あるいは
県間において話し合いがつけば、それで協議がと
とのつたという形になるものと考へております。

○松本賢一君 この点も私は意見が違ふのです
が、これは多数決できめるとかなんとかというよ
うなことでははうまいかと思ひます。しかし、一
応現在知事会なんかは多数決の原則を
持つてゐるわけでしょう。実際にはそんなに投票
で争つてものをきめるといふようなことはしない
ですけれども、私は知事会になしたことはない
が、市長会なんかは、そういう原則を一応持つて
ゐるわけですが、しかし、多数決でものを決した
ということはおそろくないのですけれども、そこ
で、これはやはり制度上出先機関の人たちが構成
員として出ておられるということになりますと、
知事の数より出先機関の数のほうが多いの場
合が多いですね、たくさんあるわけですから。知
事は五、六人あるいは七、八人程度のものでは
あり、そうなりますと、出先機関の数のほうが多
いというために、政府を代表するほうが地方を代
表するほうよりも数が多いということになるのだ
す。そこで、ものごとをきめようということが、
何となく、やはり政府機関に牛耳られてしまふの
ではないかというふうな感じを持ち得るわけ
です。そこで私は、やはり協議して意見を大いに述
べたり、尊重したりすることは必要だけれども、
やはり協議をしてものをきめる際には、これはや
はり知事なり、五、六市長なり、そういう地方の
構成員だけでやはりきめるべきものじゃないか、
こういうふうに思ひますが、その点いかがです
か。

○政府委員(松島五郎君) 御意見でございま
すけれども、この構成の中に出先機関が多いから、知
事の数より多くなつてどうかという第一点の
お尋ねでございしますが、現在地方団体において広
域行政をやつていく場合に問題になりますのは、
県間において話し合いのつかない問題もあつた

ございしますが、そのほかに、出先機関相互間で話
し合いのつかないという場合も相当多いわけでご
ざいます。しかし、府県におきまして現実の問題
として何らかの形で調整が行なわれなければなら
ないわけではございませんので、そういうことを考
へますと、国の出先機関の間で話し合いがつかない
から県の仕事が進まないということでは困るわけ
でございます。そういう点を考へますと、国の出
先機関の数が多からつて、国の出先機関が
国の側に立つてそこで青なら青の票を投ずる、地
方側は全部白なら白の票を投ずるといふような形
の運営というものにむしろならないんじやないだ
ろうか、こういうふうに考へるわけではございま
す。そういう点を考へると、やはり国の出先機関
も納得をし、地方団体も納得をした上で仕事を進
めるといふ形のほうがいいのではないかと、それ
を、第二段でお尋ねでございましたように、採決
と申しますか、表決と申しますか、そういうもの
は地方団体側だけでやつていくことに相なり
ますと、それではやるならやつてみるというよ
うな形にもなつてくることも考へられるわけでご
ざいます。かえつて会議が円滑に進まないの
じゃないかというふうにも憂慮されるわけでご
ざいます。

○松本賢一君 しかし、この形はお互いにそれは
尊重し合つてやるということ、原則としてはそ
うなんですけれども、やはり形としては一応地方
自治体の連絡会議なんだから、その会議でもの
ごとをきめるといふこと、やはり地方自治体の手
によつてきめていくということではなければいかぬ
と思ひます。政府の出先機関が一応きめる権限
を持たされてゐるわけなんですから、この法律で
はそのところはちよつと私もおかしいと思ひ
ます。これも議論になりますから、長くなり
ますから、これ以上あまり言ひませんけれども、
そういう点で、この法律はやはり陳情すること
が法律上正式に認められるというぐらゐのこと
にしかならぬと思ひますが、ですから、さつき大臣
が言ひましたように、やはり政府とこういう団体

との間でその結果について何かいふは対等の立場
で協議ができるということではないと、どうも結局、
へみないものになるのじやないか、そう思ひ
ます。この点について、もう御答弁必要ありませ
んけれども、私はそう思ひますので、こういう法律
どうも納得しかねるのです。

○加瀬完君 地方連絡会議ですか、広域行政とい
うようなことからいふ必要を何回も提案され
ておるわけですが、広域行政の上でどうい
う点がこんなもの——ものと言ふと悪いけれど
も、——つくらなければ動きがとれないというこ
となんです。

○政府委員(松島五郎君) たとえば、最近非常に
問題になつてきております道路交通の問題を取り
上げて考へてみても、今日の道路交通の問題は、
は、もちろん一つの都市内あるいは一つの府県の
区域内における問題もございしますが、幹線
道路における交通というふうな問題になります
と、数府県にわたつて問題が起きてゐるわけ
でございます。そういう問題が今日の法律なり
制度なりで考へてまいりますと、取り締まりの面
においては警察関係が関与する、道路の構築とい
う面においては建設省関係が非常に深い関係を
持つておる。さらに、陸運業というふうな面から
見ますと、運輸省が非常に大きな関連を持つて
ゐるといふように、いろいろな役所が関連して一
つの行政、交通問題というふうなものに關係を
してゐるわけでございます。そういう場合に、一
体どこをどういふ道路をどういふふうにしていく
か。そしてその場合における交通の規制をどうい
うふうにしていくか、あるいはそれに対応して運輸
業者に対する扱いをどういふかというふうな
問題が、それぞれの関係役所に關連をし、地方団体
としても、地方団体だけでどうありたい、あああ
りたいと考へても、なかなか問題が解決しな
いという状態にあるわけでございます。そういう
点をたとへば議題にして取り上げますならば、こ
れらの關係の役所が相集まつて相互に協議をし

て、それではこういう方向で道路を構築し、こういう方向で運輸業の規制をし、こういう方向で道路交通の取り締まりをしていくというより、なことがまとまりますならば、道路交通の問題も広域的な処理が可能になる。かように考えているわけでございます。

○加瀬完君 そのほかの。

○政府委員(松島五郎君) そのほかには、災害対策の問題につきましても同じような面が最近においては多く出てきているわけでございます。たとえば河川。

○加瀬完君 説明は要らない。項目だけ。

○政府委員(松島五郎君) それから、総合開発などというものは最も大きなものでございますが、さらに河川の水資源の利用開発の問題でありますとか、あるいは雇用対策の問題でありますとか、さらには環境衛生関係の問題にしても、最近では広い範囲にわたって起きている場合が多くなっております。それから、先ほど申し上げました災害対策というふうなものもあるかと思ひます。

○加瀬完君 私は非常におかしいと思ひます。そんなものは全部現行法でも連絡できるようなことになっているわけですね。たとえば、一番先にあげた道路といたしても、ここにもきき道路交通法の一部を改正する法律案の補足の説明があったわけですから、どんなに地方で連絡したところで、道路交通法というものを別に地域によって法律をつくるわけにはいかない、条例をつくるわけにはいかない。条例は、法律に優先するわけにはいきませんから、結局、道路交通法なら道路交通法というものができて、その道路交通法というものが円滑に運営できないというならば、それは行政のしかたが悪いという事です。当然地方の国の出先機関にいたしまして、あるいは地方にしても、これは連絡協議しなければならぬ問題もあるし、初めからこれは連絡協議するべき立場で、もともとそういう性格のもので、あらためて、屋上屋を架して連絡をしなければならぬという必要はないと思ひます。

それから、河川の水資源の利用といったところで、これも現行法でできるわけです。かりに利根川なら利根川を例にとつて、これで関係の流域各府県が集まって、国の出先機関が集まって、水資源なら水資源の関係、あるいは河川改修の負担金なら負担金の問題を相談したつても、利害相反しているわけですから、どんなに上流と下流でこれは激論が戦わされても、各府県が集まって、問題がまとまるという見通しは、たとえばいまの例をとるならば、できないわけですね。やはりそれは、国なら国というものがイニシアをとつていまの法律を適当に運用するという以外に効果をあげるわけにまいらないと思ひます。総合開発でもそうです。総合開発というものを国の必要でやるならば、いまの法律で国の指導権のもとにやればいいことです。

それから、いろいろあげておりますことは、住民の福祉ということから考えると、直接的な関係はあまりないのです。産業基盤の強化とか、あるいは高度成長の基盤整備としての水資源とか、あるいは道路開発計画とか、これはみんな、こういうことに地方は奉仕をする、仕事を分担しているにすぎないじゃないか。一体広域行政をしなければならぬ、あるいは地方連絡協議をしなければならぬと言ふけれども、それによって住民がかくのごとくプラスになるのだという、そういう直接目的が、この各地方団体が、国の出先の団体が協議をしなければならぬ直接目的がはつきりしております。

○政府委員(松島五郎君) 現行法のもとにおいて仕事をやっていく場合に、それぞれの関係役所なり、地方団体間で、連絡をしていくべきものであるという御指摘は、そのとおりだと私は考えております。現在でも、この連絡協議がありましても、それぞれの行政が進められておるわけでありましますから、それは現在の法律のもとにおいてもそういう配慮のもとに行なわれるべきものであるというところになるわけでありまします。ただ、私どもが連絡協議をつくつてまいりたいという趣旨は、

もちろんそういう現行法のもとにおいても連絡をとつて仕事をしていくべきではありませんけれども、常時そういう連絡の場をつくることによって、より円滑にそういう協議連絡がとれるような体制をつくつていくことが住民福祉に寄与する道ではないか、かように考えておるわけでございます。

それからなお、この法律は高度成長に役立つようなことばかりしかやらない、結局、住民福祉にはつながらないじゃないかという御指摘でございます。すけれども、何が高度成長にのみ奉仕し、何が住民福祉に奉仕するかという問題を一義的にきめるということはなかなか困難な問題でございますけれども、たとえば東京都における水資源の問題にいたしましても、この水をどう解決するか、水道の用水をどう解決するかという問題は現実的な問題でございます。それが、高度成長の結果東京に人が集まつたので、その結果の問題だから、それは結局東京に水を供給することは高度成長の問題だと言われればそういう点もあるかと思ひますけれども、それが何の結果であろうとも、水が必要であるという現実の問題があるわけでありまして、それで水道用水を円滑に供給するという道が開かれるならば、やはりそれは住民福祉に寄与するものではないか、かように考えておる次第でございます。

○加瀬完君 いま東京都の水をあげましたが、東京都の水、このことは、連絡協議、こういうものをつくらなければ水が解決できないということになつていないでしょうか。現状においても解決の運びになつていないじゃないですか。問題は、むしろ、そういうことをおっしゃるならば、都道府県なら都道府県の事務というものをもちつたり独立をさせてくれればよい。国の委任事務だか、地方の独立で行なう事務だか、あるいは市町村の区分に属するものだか、こういう点が非常に不明確なんです。むしろ、住民の福祉というものを進めるのなら、都道府県ではこれだけのことができるということをはっきりさせれば、いまの水のよう

な場合はどうするかというならば、各都道府県にそれぞれの権限があつて、出先がこれにサービスをするというならば、東京都なら東京都がイニシアをとつて、関係の府県でも何でも集めて、あるいは出先でも何でも来てもらつて、そこで話し合いをすればできることなんです。さらに、国土計画とか、あるいは都市計画とか、人口対策とかというよりなことであるならば、東京都にまかすべき問題ではなくて、国の厚生省なり建設省なりがイニシアをとつてやればよいことなんです。そういうことが必要があるからこういうものをつくらないければならぬという私は理由にはならないと思ひます。たとえば、あなた雇用対策をあげた、環境衛生の問題をあげた。それならば、東北六県のように、あるいは東京近郊でも、農村地帯のように、人口がぐんぐん減つてくる。それならば、その人口が減らなくてふえるように、雇用される機関というものを設けるように働けばいいでしょう。あるいは、地方にそれだけの工場誘致なりあるいは公営企業でもやられるように、地方にそれだけの権限というものを与えたいと思ひます。そういうその本質的なことはたな上げしちやうって、便宜的に現象の解決だけを幾ら迫つたつて、これは私は地方自治を確立するという目的からは少しもその本質的なものは生まれてこないと思ひます。衛生環境の整備にいたつてそうでしょう。衛生環境の整備をやつたつてやれないでしょう。今度の保険税一つだつてそうでしょう。徳島ですが、昨年以上がたのと本年上がつたのとやると、大体九〇％近くなる。八七・何％という比率になる、平均が。三十八年度と四十年度比べて、特に三十三万以下の所得の者にうんとかかつてくるでしょう、保険税が。そういう政策は地方にどういうふうな影響を与えて、それが環境衛生の設備を一体プラスにするのかマイナスにするのかという本質的な問題を何も考えないで、連絡協議だけやまくやれば何とかできるだろうという——ゼロではないでしょう——幾らかプラスの面はあるかもしれぬけれども、こういうものをやる前に、町村合併

のときに私は言つたけれども、本質的なものをもつと解決をする責任というのが自治省にはあると思ふのです。特に地方自治体を尊重して、地方自治体の意見が国に左右されないようにここに一つの橋頭堡をつくるのだという御説明がございましたけれども、それならば、現在地方自治体が活動をしていく上に一番阻害事項になっていることは一体何ですか。国の出先のなわ張り根性でしょうか。国の出先の権限というものをうんと圧縮して、あるいは地方に移譲して、あるいは知事なり市町村なりの権限というものを強める、こういう法律をつくつてくれたほうがはるかにスムーズに進みます。連絡がでないから仕事ができないのじゃないでしょうか。割拠しておつてそれぞれのなわ張りを持つておつて、府県のあるいは市町村の行政というものに積極的な協力が協力をしないといふところに問題があるのです。これが根本的には何ら改められませんか、いまの国の出先の根性直さない限り、連絡会議やつたつて、かつてなことを言っているだけでしょう。一例を言います。たとえば、あるところで干拓事業が行なわれた。干拓事業が行なわれて、その配分は当然付近の市町村なりが地番設定の関係があるわけですから、相談をすべき、話をするはずであるのに、出先が漁業組合の漁民のほうに払い下げてしまつて、農民の農地の干拓でありながら農民のほうはそつちのけになつて、農民の属している市町村はお預けのまま。こういう出先のやり方というものを改めない限り、連絡調整だけで、いまの地方自治体の国から受けているこのマイナスの面が解消できるとは私はとても考えられないわけでございますが、これは行政局長でも持つてこられます。どうですか。問題はそこでしょう。それをやらないうで、相談したら何となくうまくできるだろう。相談できる体制にならないものを、相談をしなくてもいいような権限というものを出先にうんと残しておいては、これは、昔のように、地方自治体が国の指示命令をもつて動かさるを得ないという形にむしろそういう意味の橋頭堡を相手方

に与えることにも私はなりかねないと思ひますが、どうでしょう。あまり賛成できない、これは。

るものではなからうか、かように思つておるわけでございます。

すね。御存じでしょう。そういうのを改めるのが先です。対等になつていないのです。いま、府県と出先機関は、相変らず府県を自分たちの何か指示命令をする下部機構ぐらいにしか考えていないのです。こういうものの考え方というのを直さなければだめです。直すように私は法律を改正すべきだと思ふ。それをやらないで、連絡協議会といつたつてどうにもならないと思ふ。で、具体的に申し上げるならば、先ほど大臣は、このごろは国の予算も大幅に地方に使われているといふことですが、そういうものの考え方、松本委員が指摘したように、おかしいです。主権は国民にある。その国民のために国民が払った税金がよいに使われるのはあたりまえのことである。だけれども、ものの考え方として、そういうものの考え方、国の機関のほうに上部の機構であつて、地方の機関のほうに下部の機構といふものの考え方がある。幽霊の考え方です。地方自治法を見たつて、憲法を見たつてそんなことはない。むしろ当局はそれを払拭してかからなければならぬのに、まだ幻影に取りつかれておる。当然に住民の福祉に貢献すべきものです。私はいかに貢献をしているか、いかに貢献をしていないかといふ、こういう判別を明らかにしてかれば、こういう連絡会議、こういうものををつくらなくつたつてやつていけるのです。その根本的な国の考え方というの、出先の人たちの考え方というの、あるいは本省の考え方というのが改められなければ、私は全く絵にかいた餅にもならないと思ふんです。私は地方の実情を知つておりますから。直轄事業といつたつてほとんど国のひもつきです。だから、一生懸命知事までが陳情をして、それでこの道路を直す、この港湾を直す、こういうことをきめていけるのでしょう。こういうのはかなことをやらなくて済むような根本的な法律改正をすべきだと私は思ふのです。官房長、いかがです。

○政府委員(松島五郎君) 先生の御指摘になりますことは、地方自治を強化し、住民の福祉を、直

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

に与えることにも私はなりかねないと思ひます

が、どうでしょう。あまり賛成できない、これ

るものではなからうか、かように思つておるわけ

先です。対等になつていないのです。いま、府

県と出先機関は、相変らず府県を

接住民の身近な仕事を取り扱っております地方団体が主体になってやっておりますべきであるという点から申しまして、まことにこのことも重要な点であると考えております。私も、従来そういう方向でいろいろ努力を続けてきているわけでございますが、実際には、力足らずして、御指摘のような面が多々あることは、今後とも大いに反省をし努力をさらに続けていかなければならない点であろうと考えております。

○加瀬完君 さつき道路のこと出ましたけれども、陸運事務所は最近では知事の管轄に入りませんが、こういうふうに、知事部局のほうに入れたほうがいいというものをすんずん国のほうから落としていけばいい、地方のほうへ。それをやらないで、何も用のないような役所まで隠然たる地方機関だと言つてがらばつておつて、それで、それにサービスしたり下請するのが地方だという、こういう慣行を黙認しておつては私はどうにもならないと思つてあります。そこであらためて伺いますが、地方団体の意思を聞かなければ地方における国の仕事はできないという面をもつとふくらましていいと思つて、全然地方の意思というものは没却されて、国の計画というものがぼんぼんこんとやつてくるでしょう。それでいろいろな問題を起しているわけですね。なぜ、国のいろいろな事業の場合は地方の団体の意思を聞く制度というものを自治法の中なかに取り入れないかと思つてます。その一条を取り入れておけば、こういうような連絡会議で、相手方に懇願をして地方の意思を何とか認めてもらおうなんて、そんなまどろっこしいこと要らなくなる。これ、どうでしょう。官房長官でも局長でもいいです。

○政府委員(佐久間道君) 地方団体の意思を聞かなければいろいろな事業なり施策を行なえないようにするようにはすべきだという点につきましては、私も、その御趣旨全く同感でございます。従来とも、実は各省がそれぞれ法律案を合議をしてまいりますが、私もその中で、これはやはり関係地方公共団体の意見を聞いて事を進め

ていくべきだというふうな意見を申しまして、自治省の意見によりまして、国会へ提案するまでの過程において、だいぶ修正をさせているのが実情でございます。なお、地方自治法にそういう一項を置いたということでございますが、地方自治法に一項置くということにいたしましたも、国の事業も千差万別でございますし、やはり私は、個々の事業法におきまして必要な規定を設けていくということが適切であらうと存じているわけでございます。その点につきましては今後とも努力を続けてまいりたいと、かように思つております。

○加瀬完君 具体的なことで恐縮ですが、いま参議院のほうには上程をされておられませんけれども、衆議院のほうには新国際空港公団法ですか、といったようなものが出ております。そうすると、その法律案をどう引っくり返してみたいところ、賛否について地方議会の議決を求めるとか、あるいは敷地の決定をする前に地方団体の意思を聞くとかいったことを一言も触れていないですね。全然ないですね。地域の住民の意思というものが圧倒的に反対であつても、そういうことにはかかわりなく、空港はおそらく位置を設定するという運びに、法律の上から見れば、なるわけでしょうね。その地域では、四千五百戸ぐらいの戸数というものが移転をするわけですね。ある町村では千七百八十戸あるわけだけれども、少なくともそのうちの九百戸ぐらい、学校とか役場とか目抜き商店街というものの地域は全部移転をしなければならぬわけですね。千二百戸弱のところ九百戸移転して、三百戸かそこら残つたつて町村としての形態はないわけですね。ですから、これは町会が全会一致で反対をいたしておりますよ。しかし、そういう意思というのどこにも取り上げられないわけですね。こういう連絡会議というものは持たれないでしよければ、持たれたところで、その町村の意思というものはどこに生かされますか。つくりたいという出先の役所が、国の機関が圧倒的である場合は、数できめないにいた

しましたところで、たつた一つや二つの町村が関係町村として出席をさせていただけで発言をしたところで、知事が発言をしたところで、住民の意思というものはどこにも採択される余地はありませんよ。こうなつてまいりますと、われわれ地方の住民にとりますれば、連絡会議ということよりは住民の意思、自治権を尊重してもらいたいということのほうが先です。そういう立場でこの行政連絡会議の法案というのを見てみると、いままでよりもはるかに地方の意思が尊重されるんだという裏づけは、確たるものは——希望としてはありますよ——希望としてはあるけれども、確固たるものはありません。自治省の御主張のほうに、そういう地方住民の意思というものを、のきりと反映させた自治権の伸張というものを、国の機関に対してはつきり位置づけたいんだというならば、私はむしろ返しになります。連絡会議法案というものの前に、地方のものと権限というものををはつきりさせていたきたい。国の権限で地方に移譲できるものをのきりと地方のほうに移譲させて、国の権限というものををはつきりさせていたきたい。こんなものは昔なかつたですね、こんないろいろな国の出先機関で地方を縛るようなものは、むしろ繁雑になつたくらいです。それを整理することのほうが、私は政府としては先だと思つてます。こういう点は、大臣お聞きせんけれども、自治省の中では御議論にならなかつたですか。

○政府委員(佐久間道君) 出先機関の整理の問題、あり方の問題につきましては、自治省といたしましては絶えず関心を持っておりますし、先般、臨時行政調査会の御審議の過程におきましても、この問題について当初からいろいろ意見も申し上げた次第でございます。この法案を立案する過程におきましても、もちろん出先機関のあり方につきまして相当論議もいたしておるわけでございます。原則的には、先生の御意見とわれわれも同感でございます。なるべく出先機関というものは整理統合と申しますか、その権限の中

で、都道府県に移譲できるものはできるだけ都道府県に移譲するという方向でものを考えておるわけでございます。現在、地方制度調査会におきまして、行政事務再配分の問題について御審議をいただいておりますが、その中におきましても、当然、現在の国の事務として出先機関が扱つておりますものについて、さらに都道府県に移譲可能なものがあるかどうかということも、一項目として御検討願つておるところでございます。

○加瀬完君 この目的にも、「地方自治の広域的運営の確保」ということがあるでしょう。自治体の目的からすれば、必ずしも広域的運営というものはかりが福祉を拡大する唯一のものとは言ひ切れないわけですね。むしろ、地域の部分的なものを、都道府県なら都道府県、市町村なら市町村の域内の部分的な福祉に係るものを、円滑にしかすすみやかにやつてもらいたいというのが意思です。そういふものが行なわれておつて、その上に、さらに広域的運営の円滑を期してプラスを加えたいということなら話はわかるけれども、そういうものが行なわれておらない。一番住民が必要とする身近な問題の解決を、それぞれの地方団体が住民にサービスしてくれる点は、はなはだ劣つています。そのほうは進めないと、そうして広域的な行政というものを進めるといふことになりますと、これは一体地方の住民のためなのか、国のためなのか、国の都合には使われますと、これは。しかし、住民直接のプラスになる面というところでこの地方行政連絡会議というものが使われることは、私は数少ないと思つて。

先ほど官房長の御説明にもございましたように、大体これは、国の必要とするようなことをより円滑にさせるために会議を催すに過ぎません。逆ではないかと言ふのです。私は、都道府県という自治体があつて市町村という自治体があるのだから、都道府県には何をさせるのか、都道府県で現在行なわれているところに欠けるところがあるならば、その都道府県の性格というもののや行政の内容というものをどう位置づけるか。ある

中央で話をきめてもらおうと、こういうふうなふうに考える風潮が現在、御承知のように、かなりあるわけがございます。極端な場合には、隣の県との話し合いをしようともせず、すぐ国の出先機関に持ち込んでしまう、あるいは中央官庁に持ち込んでしまう、そういうことになりまして、先生の御心配のような、本来府県の責任で処理すべき事務について何でもかんでも中央集権的な方法で、国のほうを向いて、問題を上へ持ち込んで処理をしてしまうというふうなことにものなるわけでございまして、まあ私は、この連絡会議の運用よろしきを得ますれば、そういうものは国の出先機関に持ち込む、あるいは国の中央官庁に持ち上げる前に、まず現地におきまして、関係府県の間で十分協議を遂げて問題をこなす。またその場合、国の出先機関の長も加えて、そこでよくこなした上で、もし中央へどうしても持ち上げてさばいてもらわなければならぬ場合は持ち上げるといふようになることを期待いたしておるのでございます。そういうような運用にされてまいりますならば、先生の御心配のようなことはなくて、こういう会議がありますために、かえって何でもかんでも中央へ持ち込むという傾向がよほど是正をされることになるだろうと、かように考えるわけでございます。

○加瀬完君　しかし、協議がとこのえば、いまの局長の御説明のような結論が出ますけれども、協議がとこのうという保証はどこにもないわけです。だから結局、齒にきぬを着せずに言え、むだなことを一回やって、協議をしたけれどもうまくいかないから中央へ持ってきましたという結果に終わるのが落ちだと思ふ。先ほど官房長も水の問題をお出しになりましたが、たとえば東京都なら東京都の水がなくなる、利根川から水を取るなら取る、あるいは水資源公団なら水資源公団に頼んでどこから取水するという形になれば、現状だってこの取水権というのは、みんな利根川上流

から下流まで持っておりますから、上流は関係ありませんが、埼玉県に来たら取ると、そうする

と、下流の千葉県や茨城県というものは当然取水権があるわけですから、これは東京都は了解をせざるを得ないわけですね。それで、水資源なら水資源の確保というものを東京都が考えるならば、これは関係の団体で話し合いをせざるを得ないでしょう。埋め立てをするならば、漁業権のあるもの、あるいは地先でいろいろ利害関係のあるものと相談をせざるを得ないでしょう。ですから、現状でできておるのですよ。これで、話し合いをするくらいのことではできておるのです。できておらないとすれば、地方団体の意向というものを十分に国の出先機関が聞かないからということですね。こういう連絡会議を新しくつくらないければならない理由にはひとつも私はならないと思ふ。連絡会議をつくるならば、もつと国の出先機関の権限というものをこのようにチェックできるというものがなければ私は意味ないと思う。意見になりますか、そう思うんです。お答えは要りません。

この辺で質問は終わります。

○委員長(天坊裕彦君) 本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。本日はこの程度にいたしまして、次回は三月十六日(火)午前十時に開会

の予定でございます。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時一分散会

三月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第百十三条第四項中「から第四号まで」を「及び第四号」に改め、「職員団体の負担金」の下に「と、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を加える。

第百四十二条第二項の表中

第百十三条第四項

地方公務員法第五十二条の職員団体(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の六の職員団体を含む。)又は地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二十八号)第五十条(同法附則第四項において準用する場合を含む。)の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)の事務にもつぱら従事する職員である組合員	専従職員(国家公務員法第九十条の職員団体(以下「職員団体」という。)の事務にもつぱら従事する職員である組合員をいう。)である組合員
---	---

を

第百十三条第四項

地方公務員法第五十二条の職員団体(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の六の職員団体を含む。)又は地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二十八号)第五十条(同法附則第四項において準用する場合を含む。)の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)の事務にもつぱら従事する職員である組合員	専従職員(国家公務員法第九十条の職員団体(以下「職員団体」という。)の事務にもつぱら従事する職員である組合員をいう。)である組合員
職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金	職員団体の負担金及び国の負担金
地方公共団体の負担金百分の十五	国の負担金百分の十五

に改める。

附則第十一条第三項中「及び第九条の規定の例による」を「の規定の例によるほか、地方自治法第六十八号から第七十一条まで及び第二編第九章(第二百八条、第二百三十二号の二、第二百三十五号の二第一項及び第三項、第二百三十六号並びに第二百四十三号の二を除く。)の規定は、準用しない」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の一部事務組合が解散した場合においては、当該一部事務組合を組織していた市町村の職員をもつて組織する市町村職員共済組合は、当該一部事務組合の権利義務を承継するものとする。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「組合役職員及び連合会役職員」を「組合役職員等」に、「第百三十条」を「第百三十条」第百三十条の三に改める。

第二条第三項中「若しくは恩給法」を「、恩給法第五十八号ノ四第一項の規定に相当する規定若しくは同法」に改め、同条第四項中「従い」を

「従い」に、「当該退職年金条例に設ける」を、「当該退職年金条例に設け、又は改める」に改め、同項に次の一号を加える。

五 恩給法第五十八号ノ四第一項第三号の二を次のように改める。

第三条の二 新法附則第三号第一項に規定する旧組合の組合員であつた者に係る国の新法の規定による長期給付又は国の施行法第三号の規定による給付の支給については、この法律及びこれに基づく政令に別段の規定があるもののほか、三十七年法が施行されなければ当該給付の支給について適用されるべき法令の規定が準用されるものとする。

第三条の三第一項に次の一号を加える。

五 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号。以下この号において「法律第 号」という。)による改正前の恩給法第五十八号ノ四第一項の規定に相当する恩給組合条例の規定 当該恩給組合条例の規定は、法律第 号による改正後の恩給法第五十八号ノ四第一項の規定と同様に改正されたものとする。

第三条の三に次の一項を加える。

4 恩給に関する法令の改正により恩給の年額

が改定された場合においては、第三条第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職料等の年額を改定するものとし、その改定及び支給については、政令で特別の定めをするものを除き、当該恩給に関する法令の改正規定の例による。

第三条の四第一項中「年金額改定法」を「三十七年改定法」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定の適用に ついて必要な技術的読替等は、政令で定める。

第三条の四第二項中「前項」を「前二項に、年金額改定法第三項第二項及び第四項並びに第五項」を「三十七年改定法及び四十年改定法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第 号。以下この条において「四十年改定法」という。）第三項第一項及び第三項並びに第六項の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち昭和三十五年三月三十一日以前に給付事由が生じたものについて、四十年改定法第五項第一項（第一号及び第二号を除く。）及び第三項並びに第六項の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち同年四月一日以後に給付事由が生じたものについて準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第十四条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する退職料又は共済法の退職年金の額は、第五項第二項本文又は第六項第二項本文の規定を適用しないとしたならば第一項の更新組合員が受ける権利を有することとなる退職料又は共済法の退職年金につき、恩給の年額の改定に関する法令の規定に準じ

政令で定める基準に従いその年額を改定した退職年金条列若しくは共済法例の規定又は第三条の三第四項若しくは第三条の四の規定を適用するものとならば支給すべき額とする。

第四十一条を次のように改める。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障）

第四十一条 新法第九十三条第一項第一号又は第三十八条の規定による遺族年金の額が七万七千六百四十四円（当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するものがあるときは、その一人につき四千八百円を加算した金額とし、第十二条第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。）より少ないときは、当分の間、その額を当該遺族年金の額とする。

第五十七條第二項中「第六項」を「第七項」に改め、「第四項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同条第四項中「普通恩給の額の下に」（恩給の年額が改定された場合においては、当該恩給の年額の改定に関する法令の規定の例により改定した額）を加え、同条第七項及び第八項中「十一万円」を「十五万円」に、「五十五万円」を「七十五万円」に改める。

第九十三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 恩給の年額が改定された場合における第一項に規定する警察監獄職員の普通恩給の額は、第五項第二項本文の規定を適用しないとしたならば第一項の更新組合員が受ける権利を有することとなる警察監獄職員の普通恩給につき、当該恩給の年額の改定に関する法令の規定の例により改定した額とする。

第九十五條第二項及び第三項中「十一万円」を「十五万円」に、「五十五万円」を「七十五万円」に

改める。

第十章の章名中「組合役職員及び連合会役職員」を「組合役職員等」に改める。

第三百三十条の見出し中「組合役職員及び連合会役職員」を「組合役職員等」に改め、同条第一項中「この条」を「この章」に改め、同条第二項中「は、同日において」を「の団体の職員として施行日まで引き続いている期間は」に改め、同項後段を削る。

第十章中第三百三十条の次に次の二条を加える。

第三百三十条の二 新法附則第二十九条第一項に規定する地方公共団体で同項の申出をしなかつたものが健康保険組合を組織しなくなつたことに伴い当該健康保険組合が解散した場合

一 第四百四十三條の二第一項第一号の期間で解散健康保険組合の職員であつた期間

二 第四百四十三條の二第二項第一号の期間で解散健康保険組合の職員でなかつた期間

三 第四百四十三條の二第二項第三号の期間

四 昭和三十九年十月一日以後の団体共済組合員期間（新法第九十七條第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。次項において同じ。）

において、当該解散した日に当該解散した健康保険組合に使用される者（常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。以下「解散健康保険組合の職員」という。）であつた者が、引き続き組合役職員である組合員となつたときは、新法及びこの法律（第十條を除く。）の規定の適用については、当該組合役職員である組合員となつた者（第四百四十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員に限る。）は、第六十四條第一項に規定する更新組合員とみなし、当該組合役職員である組合員となつた者の次の表の上欄に掲げる期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間に該当するものとする。

第六十四條第一項に規定する旧市町村共済法の旧長期組合員期間	第六十四條第一項に規定する控除期間
第七條第一項第三号の期間	施行日以後の組合員期間

2 前項の規定の適用を受ける者の同項の表の上欄に掲げる期間は、同項の解散した日後における新法第十二章及びこの法律第十三章の二の規定の適用については、団体共済組合員期間に該当しないものとみなす。

第三百三十條の三 職員であつた期間で施行日の前日まで引き続いているものに引き続く健康保険組合（職員を被保険者とする健康保険組合に限る。以下この条において同じ。）の職員であつた期間を有する更新組合員又は施行日の前日に健康保険組合の職員であつた者で施行

日に職員となつたものに対する新法及びこの法律の規定の適用については、これらの者の当該職員であつた期間で施行日の前日まで引き続いているものに引き続く健康保険組合の職員であつた期間又は当該職員となつた日に引き続き健康保険組合の職員であつた期間のうち、共済法例の旧長期組合員期間と同様の取扱いをされていた期間は、職員であつたものとみなし、当該期間は、第七條第一項第三号の期間に該当するものとする。

第三百三十八條の見出し中「交付金」を「交付金

ラ
シ
ヨ
メ